

八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する実施要綱

令和4年3月31日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則（令和4年八尾市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、通学区域及び就学すべき学校の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 規則別表に定める市立学校の通学区域の詳細は、別表第1のとおりとする。

(就学通知書及び入学通知書)

第3条 規則第5条の入学期日の通知及び就学すべき学校の指定は、小学校（義務教育学校前期課程を含む。次条及び第6条第2号において同じ。）にあつては就学通知書により、中学校（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条の規定により就学指定校を変更した場合（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。）における義務教育学校後期課程を含む。次条において同じ。）にあつては入学通知書により行うものとする。

(就学届及び入学届)

第4条 前条の就学すべき学校の指定を受けた就学予定者等の保護者は、就学指定校の学校長に対し、小学校にあつては就学届を、中学校にあつては入学届を提出しなければならない。

(転入学の届出等)

第5条 転入又は転居をした学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者は、転入学について、別に定める書類を添えて、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出るとともに、就学指定校の学校長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた学校長は、受入期日を記載した（転）入学通知書により、転入学前の学校の学校長に通知しなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、転入学に必要な届出又は申出については、教育委員会が、その事由に応じ定めるものとする。

4 第3条の規定にかかわらず、転入又は転居をした児童生徒に係る就学すべき学校の指定は、入学児童・生徒通知書により行うものとする。

(就学指定校の変更の要件)

第6条 次の各号に掲げる要件に係る政令第8条の申立て（以下「就学指定校変更申請」という。）については、当該各号に定める者の保護者を対象とする。

(1) 規則第6条第1項第6号に掲げる要件 市内に現住所を有する者

(2) 規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件 市内に現住所を有する次に掲げる者

ア 就学指定校変更申請を行う年度の翌年度に市内の小学校への就学を予定する就学予定者

イ 市内の小学校に就学している第6学年の就学予定者

第7条 教育委員会は、規則第6条第1項第8号の通学距離の測定に当たっては、原則として、住居の玄関の位置から就学指定校及び当該就学を希望する学校の校門（登下校時に使用するものをいう。）までの地図上の直線距離を基準とするものとする。ただし、地理的状况から著しく当該直線距離に差があると認められるときは、合理的な経路を基準とするものとする。

第8条 規則第6条第1項第9号の現住所に隣接する通学区域の中学校は、別表第2のとおりとする。

第9条 規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件に係る各学校の受入人数は、施設の状況、児童生徒数、学級数その他学校運営の状況を勘案し、毎年度、教育委員会と当該学校の学校長が協議して定めるものとする。

（就学指定校変更申請及び区域外就学申請）

第10条 規則第6条第2項（第7条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。）及び政令第9条第1項の承諾に係る申請（以下「区域外就学申請」という。）に係るもの 就学指定校変更・区域外就学申請書（様式第1号）
- (2) 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件に係るものに限る。） 就学指定校変更申請書（様式第2号）

2 規則第6条第2項の必要な書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第6条第2項の規定による申請は、別に定める期間内に行わなければならない。

（就学指定校変更及び区域外就学の許可の基準）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する場合でなければ、就学指定校変更及び区域外就学の許可をすることができない。

- (1) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させることができること。
- (2) 規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件に係る就学指定校変更申請は、児童の通学に関する負担を軽減すること、子ども一人ひとりに適した環境で個性及び能力を一層伸ばすことその他制度の趣旨等に沿ったものであること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める場合であること。

（就学指定校変更及び区域外就学の決定方法）

第12条 教育委員会は、就学指定校変更（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。）及び区域外就学の許可に当たっては、教育上の配慮を優先し、それぞれの申請理由を総合的に判断するものとする。

2 教育委員会は、就学指定校変更（規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件に係るものに限る。）の許可をする場合において、第9条に規定する受入人数を超える申請があるときは、原則として公開による抽選を行い、許可の可否を決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の抽選を行うときは、当該保護者に対し、抽選を行う旨を通知するものとする。

（就学指定校変更及び区域外就学の許可の通知）

第13条 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。次項において同じ。）に係る政令第8条の規定による保護者に対する通知

は、就学指定校変更許可書（様式第3号）により行うものとする。

2 就学指定校変更申請及び区域外就学申請に係る規則第6条第4項（第7条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による通知は、就学指定校変更・区域外就学申請却下通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第8号及び第9号に掲げる要件に係るものに限る。次項において同じ。）に係る政令第8条の規定による通知は、就学指定校変更許可書（様式第5号）により行うものとする。

4 就学指定校変更申請に係る規則第6条第4項の規定による通知は、就学指定校変更申請却下通知書（様式第6号）により行うものとする。

5 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。）に係る政令第8条の規定による学校に対する通知は、就学指定校変更許可通知書（様式第7号）により行うものとする。

6 区域外就学申請に係る政令第9条第2項の規定による協議は、区域外就学協議書（様式第8号）及び区域外就学協議書（受諾書）（様式第9号）により行うものとする。

7 区域外就学申請に係る規則第7条第2項の通知は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保護者 区域外就学承諾書（様式第10号）

(2) 学校長 区域外就学承諾通知書（様式第11号）

8 第1項、第3項及び前項第1号の通知は、別表第3に定める許可期間を付して行うものとする。

（許可の取消し）

第14条 規則第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しは、就学指定校変更・区域外就学許可取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

（就学指定校等審査委員会）

第15条 教育委員会に、八尾市就学指定校等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 就学指定校変更申請（規則第6条第1項第1号から第7号までに掲げる要件に係るものに限る。）に関する事項

(2) 区域外就学申請に関する事項

(3) 規則第8条の規定による許可の取消しに関する事項

(4) その他就学校の指定に関する重要事項に関すること。

3 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、教育監をもって充て、審査委員会の事務を統括し、審査委員会を代表する。

5 委員は、教育政策課長、学校教育推進課長、人権教育課長、学務給食課長及び教育センター所長をもって充てる。

6 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

7 委員長は、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、関係課の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

9 審査委員会の庶務は、学校教育推進課において行う。

(卒業後の進路)

第 16 条 就学指定校変更(規則第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる要件に係るものに限る。)の許可を受けた者が卒業した後に入学者の中学校は、卒業した小学校の通学区域の中学校を原則とする。

(小規模特認校制度)

第 17 条 就学指定校変更(規則第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる要件に係るものに限る。)に係る条件、手続その他必要な事項については、この要綱の規定にかかわらず、八尾市立小規模特認校制度実施要綱(令和 4 年 3 月 31 日制定)で定めるところによる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、通学区域及び就学すべき学校の指定等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 号、第 7 条から第 9 条まで、第 10 条第 1 項第 2 号、第 11 条第 2 号、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項、第 16 条並びに第 17 条、別表第 3 の 8 の項から 10 の項まで並びに様式第 2 号、様式第 5 号及び様式第 6 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 前項ただし書に規定する規定は、令和 5 年度以降に市立学校に就学しようとする就学予定者について適用する。

(準備行為)

3 規則第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる要件に該当する場合における政令第 8 条の申立てその他の行為は、第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

(八尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する要綱の廃止)

4 八尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する要綱(平成 18 年 12 月 15 日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

学校名		通学区域
八尾中学校	用和小学校	宮町一丁目
		宮町三丁目 (1 番から 3 番まで)
		山城町一丁目から四丁目まで
		山城町五丁目 (1 番から 4 番まで)
		北本町
		光町
		楠根町一丁目 (八尾道明寺線以西の区域で、1 番地の 1、2 番地から 9 番地まで、12 番地、17 番地、18 番地、20 番地、22 番地、29 番地、33 番地)
		楠根町二丁目
		楠根町四丁目 (八尾道明寺線以西及び八尾枚方線以東の区域で、19 番地から 32 番地まで) 〔要調査区域〕 9 番地、10 番地、13 番地から 18 番地まで
		萱振町一丁目 (八尾道明寺線以西の区域で、17 番地から 28 番地まで、30 番地、31 番地、33 番地、46 番地、54 番地、58 番地、61 番地から 92 番地まで、94 番地から 96 番地まで、99 番地、100 番地、102 番地から 158 番地まで) 〔要調査区域〕 12 番地から 16 番地まで、34 番地、36 番地、39 番地、48 番地、50 番地、51 番地
		萱振町二丁目 (八尾道明寺線以西の区域で、137 番地、144 番地から 146 番地まで、151 番地) 〔要調査区域〕 152 番地、155 番地
		萱振町三丁目 (八尾道明寺線以西の区域で、46 番地から 54 番地まで、58 番地、65 番地、67 番地から 70 番地まで、79 番地、80 番地、82 番地から 88 番地まで、91 番地、94 番地から 102 番地まで、104 番地から 106 番地まで、108 番地、116 番地、118 番地、120 番地、123 番地、130 番地から 155 番地まで) 〔要調査区域〕 43 番地から 45 番地まで
		萱振町四丁目 (八尾道明寺線以西の区域で、36 番地、42 番地、46 番地、48 番地から 53 番地まで、55 番地から 60 番地まで) 〔要調査区域〕 34 番地、35 番地、43 番地、44 番地
		萱振町六丁目 (八尾道明寺線以西の区域) 〔要調査区域〕 112 番地から 114 番地まで、122 番地
		桜ヶ丘三丁目 (1 番地から 75 番地まで)
	長池小学校	長池町一丁目から三丁目まで

	小畑町一丁目、二丁目
	小畑町三丁目（南北高圧線以西の区域で、40 番地から 43 番地まで、45 番地から 59 番地まで、74 番地から 93 番地まで） 〔要調査区域〕 14 番地から 16 番地まで、18 番地、19 番地、22 番地、23 番地、73 番地
	萱振町一丁目（1 番地から 10 番地まで、35 番地、45 番地） 〔要調査区域〕 12 番地から 16 番地まで、34 番地、36 番地、39 番地、48 番地、50 番地、51 番地
	萱振町二丁目（1 番地から 21 番地まで、25 番地から 34 番地まで、36 番地、38 番地から 41 番地まで、43 番地から 94 番地まで、96 番地から 99 番地まで、101 番地から 107 番地まで、110 番地、115 番地から 136 番地まで、153 番地、154 番地） 〔要調査区域〕 152 番地、155 番地
	萱振町三丁目（1 番地から 24 番地まで、28 番地から 40 番地まで、71 番地から 78 番地まで、89 番地、90 番地） 〔要調査区域〕 43 番地から 45 番地まで
	萱振町四丁目（1 番地から 25 番地まで、27 番地から 31 番地まで、33 番地、37 番地から 41 番地まで） 〔要調査区域〕 34 番地、35 番地、43 番地、44 番地
	萱振町五丁目
	萱振町六丁目（1 番地から 14 番地まで、20 番地から 101 番地まで、104 番地から 111 番地まで、117 番地、119 番地、121 番地、130 番地） 〔要調査区域〕 112 番地から 114 番地まで、122 番地
	萱振町七丁目
	緑ヶ丘一丁目から三丁目まで
	緑ヶ丘四丁目（府営水道敷以西の区域で、6 番地から 83 番地まで）
	緑ヶ丘五丁目（8 番地、9 番地、12 番地から 19 番地まで、21 番地から 28 番地まで、32 番地から 57 番地まで、62 番地から 76 番地まで）
	楠根町四丁目（八尾道明寺線以東の区域で、5 番地から 8 番地まで、33 番地、34 番地） 〔要調査区域〕 9 番地、10 番地、13 番地から 18 番地まで
	旭ヶ丘一丁目
	旭ヶ丘三丁目（南北高圧線以西の区域で、27 番地から 91 番地まで）

		[要調査区域] 25 番地、26 番地
		旭ヶ丘四丁目
		旭ヶ丘五丁目（府営水道敷以西の区域で、5 番地から 10 番地まで、21 番地から 26 番地まで、32 番地から 34 番地まで、38 番地から 78 番地まで、85 番地）
		桜ヶ丘四丁目（1 番地から 53 番地まで）
		山賀町二丁目（40 番地）
久宝寺中学校	久宝寺小学校	久宝寺
		神武町
		高町
		東久宝寺
		北久宝寺
		西久宝寺
		南久宝寺
		渋川町一丁目、二丁目
		末広町一丁目（5 番から 9 番まで、10 番 7 号から 16 号まで）
		末広町三丁目（3 番、4 番、8 番、2 番 3 号から 11 号まで、5 番 7 号から 14 号まで、6 番 7 号から 16 号まで、7 番 8 号から 18 号まで）
		末広町四丁目（3 番から 5 番まで、2 番 13 号、6 番 1 号から 7 号まで、13 号から 17 号まで）
	美園小学校	美園町
		佐堂町
		久宝園
		宮町二丁目
		宮町三丁目（4 番）
		宮町四丁目から六丁目まで
		楠根町三丁目
		楠根町四丁目（八尾枚方線以西及び八尾道明寺線以西の区域で、35 番地から 41 番地まで）
		[要調査区域] 9 番地、10 番地、13 番地から 18 番地まで
		楠根町五丁目
		末広町二丁目（7 番から 9 番まで）
		末広町三丁目（5 番 1 号から 6 号まで、15 号から 24 号まで、6 番 1 号から 6 号まで、17 号から 27 号まで、7 番 1 号から 7 号まで、19 号から 32 号まで）
		末広町四丁目（1 番、2 番（13 号除く。）、6 番 8 号から 12 号まで、7 番から 10 番まで）

		末広町五丁目
		山城町五丁目（５番）
龍華中学校	龍華小学校	春日町
		龍華町一丁目（１番から３番まで）
		東太子
		植松町四丁目（６番から９番まで）
		植松町八丁目
		南太子堂一丁目から三丁目まで
		太子堂一丁目、三丁目
		南植松町四丁目、五丁目
		北木の本
	永畑小学校	永畑町
		相生町
		植松町一丁目から三丁目まで
		植松町四丁目（１番から５番まで）
		植松町五丁目から七丁目まで
		南植松町一丁目から三丁目まで
		老原一丁目（１番地から１０８番地まで、１１１番地から１１３番地まで）
		老原二丁目
		老原三丁目（１番地から２６番地まで、３１番地から５５番地まで）
		老原五丁目
大正中学校	大正小学校	若林町
		太田
		沼
		太田新町
		西弓削三丁目（１１６番地から１５５番地まで）
	大正北小学校	木の本
		南木の本
		西木の本
		大字木本
		空港二丁目
成法中学校	八尾小学校	本町
		南本町一丁目

		清水町
		光南町
		桜ヶ丘一丁目、二丁目
		桜ヶ丘三丁目（76 番地から 132 番地まで）
		桜ヶ丘四丁目（54 番地から 70 番地まで）
		栄町
		東本町
		末広町一丁目（1 番から 4 番まで、10 番 1 号から 6 号まで、17 号から 32 号まで）
		末広町二丁目（1 番から 6 番まで）
		末広町三丁目（1 番、2 番 1 号、2 号、12 号から 20 号まで）
	安中小学校	陽光園
		明美町
		安中町一丁目から六丁目まで
		渋川町三丁目から七丁目まで
南高安中学校	南高安小学校	大字教興寺
		教興寺
		大字垣内
		垣内
		大字恩智
		大字黒谷（958 番地の 2 号、3 号、992 番地から 996 番地まで、998 番地、999 番地、1001 番地から 1074 番地まで、1086 番地の 2 号、3 号、1132 番地、1133 番地、1137 番地）
		黒谷一丁目
		黒谷二丁目（42 番地、78 番地から 97 番地まで、101 番地から 323 番地まで）
		黒谷三丁目から五丁目まで
		大字神宮寺
		神宮寺三丁目から五丁目まで
		恩智南町一丁目（1 番地から 175 番地まで）
		恩智南町二丁目から五丁目まで
		恩智北町一丁目（1 番地から 87 番地まで、89 番地から 101 番地まで、103 番地から 118 番地まで）
		恩智北町二丁目から四丁目まで
		恩智中町一丁目（1 番地から 41 番地まで、43 番地から 90 番地まで、100 番地から 103 番地まで、112 番地から 119 番地まで、127 番地から 143 番地まで、151 番地から 158 番地まで、161 番地から 225 番地まで）

		恩智中町二丁目から五丁目まで
曙川中学校	南山本小学校	山本町南
		小阪合町
		南小阪合町一丁目（1番、2番4号から26号まで）
		南小阪合町二丁目から五丁目まで
		山本高安町
		中田二丁目
		青山町三丁目（4番、5番11号から39号まで）
		青山町五丁目（8番1号から25号まで、54号、55号）
	高安西小学校	東山本新町
		高安町北
		高安町南
志紀中学校	志紀小学校	老原一丁目（109番地、110番地、114番地から156番地まで）
		老原三丁目（27番地から30番地まで、56番地から84番地まで）
		老原六丁目（1番地から11番地まで、29番地から93番地まで）
		老原八丁目（80番地から120番地まで）
		老原四丁目、七丁目、九丁目
		東老原一丁目（37番地から44番地まで）
		東老原二丁目
		田井中
		志紀町
		志紀町西
		志紀町南
		弓削町
		弓削町南
		天王寺屋一丁目、二丁目
		西弓削一丁目、二丁目
		西弓削三丁目（1番地から115番地まで）
		空港一丁目
桂中学校	桂小学校	新家町
		山賀町一丁目から六丁目まで（二丁目は40番地を除く。）
		泉町
		幸町
		桂町一丁目から四丁目まで

		桂町五丁目（南北高圧線以西の区域で、53 番地、56 番地から 66 番地まで） 〔要調査区域〕 49 番地
		桂町六丁目（20 番地、21 番地、47 番地、51 番地、55 番地、57 番地、62 番地、64 番地、68 番地、71 番地から 74 番地まで）
		高砂町一丁目
		高砂町二丁目（南北高圧線以西の区域で、21 番地、50 番地） 〔要調査区域〕 14 番地から 20 番地まで、22 番地から 24 番地まで、38 番地、42 番地から 45 番地まで
		高砂町三丁目（52 番地、54 番地、62 番地から 66 番地まで、73 番地から 80 番地まで、82 番地から 87 番地まで、89 番地、90 番地） 〔要調査区域〕 42 番地から 46 番地まで、50 番地、51 番地、53 番地、55 番地
		北山本小学校
		福万寺町
		福万寺町北
		山本町北七丁目、八丁目
		高砂町二丁目（南北高圧線以東の区域で、1 番地から 13 番地まで、25 番地から 30 番地まで、40 番地、41 番地） 〔要調査区域〕 14 番地から 20 番地まで、22 番地から 24 番地まで、38 番地、42 番地から 45 番地まで
		高砂町三丁目（南北高圧線以東の区域で、3 番地、26 番地、27 番地、41 番地、47 番地から 49 番地まで、58 番地） 〔要調査区域〕 42 番地から 46 番地まで、50 番地、51 番地、53 番地、55 番地
		高砂町四丁目、五丁目
		桂町五丁目（南北高圧線以東の区域で、1 番地、2 番地、6 番地から 8 番地まで、11 番地から 15 番地まで、17 番地から 19 番地まで、21 番地、22 番地、24 番地、25 番地、46 番地、47 番地、50 番地） 〔要調査区域〕 49 番地
		桂町六丁目（南北高圧線以東の区域で、1 番地、5 番地、8 番地から 12 番地まで、14 番地、15 番地、18 番地、29 番地、32 番地、40 番地から 42 番地まで）
上之島中学校	山本小学校	山本町北一丁目から六丁目まで
		堤町
		上之島町南一丁目から四丁目まで
		長池町四丁目、五丁目

		小畑町三丁目（南北高圧線以東の区域で、1番地から12番地まで、25番地から37番地まで、60番地から72番地まで） [要調査区域] 14番地から16番地まで、18番地、19番地、22番地、23番地、73番地
		小畑町四丁目
		緑ヶ丘四丁目（府営水道敷以東の区域で、1番地から5番地まで）
		緑ヶ丘五丁目（府営水道敷以東の区域で、1番地、2番地、5番地、77番地から89番地まで、94番地、96番地、100番地、103番地、110番地、116番地、125番地、129番地から131番地まで、133番地、135番地から137番地まで）
	上之島小学校	上之島町北
		福万寺町南
		福栄町
		西高安町一丁目（1番地から65番地まで）
		西高安町二丁目から五丁目まで
		上尾町一丁目（1番地から19番地まで）
		上尾町二丁目（1番地から26番地まで）
		上尾町三丁目（1番地から58番地まで）
		上尾町四丁目から九丁目まで
		上之島町南五丁目（1番地から28番地まで）
		上之島町南六丁目（1番地から18番地まで）
		上之島町南七丁目（1番地から6番地まで、12番地）
高美中学校	高美小学校	南本町二丁目から五丁目まで
		荘内町
		若草町
		青山町一丁目、二丁目
		青山町三丁目（1番から3番まで、5番1号から10号まで、40号から69号まで、6番、7番）
		青山町四丁目（1番から9番まで、10番1号から16号まで、34号から36号まで、11番）
		青山町五丁目（1番、2番、3番1号から8号まで、33号から36号まで、4番から7番まで、8番26号から53号まで）
		松山町
		高美町一丁目から三丁目まで
		南小阪合町一丁目（2番1号から3号まで、27号から46号まで）

曙川南中学校	高美南小学校	安中町七丁目から九丁目まで
		南本町六丁目から九丁目まで
		高美町四丁目から七丁目まで
	曙川小学校	大字八尾木
		八尾木
		曙町
		八尾木北四丁目（69 番地から 80 番地まで）
		八尾木北五丁目（93 番地から 135 番地まで）
		八尾木北六丁目（30 番地から 42 番地まで）
		大字都塚(国道 170 号以西及び曙川第 87 号線以北の区域で、12 番地、13 番地、16 番地から 82 番地まで、84 番地から 108 番地まで、202 番地から 208 番地まで)
		都塚北
		大字刑部
		天王寺屋三丁目（42 番地、66 番地から 128 番地まで、142 番地）、四丁目
		八尾木東
		東弓削二丁目（42 番地、95 番地から 104 番地まで、131 番地）
		柏村町三丁目（80 番地から 99 番地まで、160 番地から 174 番地まで、1004 番地から 1097 番地まで）
	刑部小学校	刑部
		中田一丁目、三丁目から五丁目まで
		八尾木北一丁目から三丁目まで
		八尾木北四丁目（1 番地から 68 番地まで、81 番地から 99 番地まで）
		八尾木北五丁目（1 番地から 92 番地まで、136 番地から 219 番地まで）
		八尾木北六丁目（1 番地から 29 番地まで、43 番地から 196 番地まで）
		柏村町一丁目、二丁目、四丁目
		柏村町三丁目（1 番地から 79 番地まで、100 番地から 159 番地まで）
		恩智北町一丁目（88 番地、102 番地、119 番地から 377 番地まで）
		青山町四丁目（10 番 17 号から 33 号まで）
		青山町五丁目（3 番 9 号から 32 号まで）
	曙川東小学校	大字東弓削

		都塚
		都塚南
		大字都塚（109 番地、110 番地、112 番地から 139 番地まで、141 番地から 144 番地まで、200 番地、201 番地）
		天王寺屋三丁目（1 番地から 41 番地まで、43 番地から 65 番地まで、129 番地から 141 番地まで）
		天王寺屋五丁目から七丁目まで
		曙川東
		二俣
		東弓削一丁目
		東弓削二丁目（1 番地から 41 番地まで、43 番地から 94 番地まで、105 番地から 130 番地まで、132 番地から 134 番地まで）
		東弓削三丁目
		神宮寺一丁目、二丁目
		恩智南町一丁目（176 番地から 213 番地まで）
		恩智中町一丁目（42 番地、91 番地から 99 番地まで、104 番地から 111 番地まで、120 番地から 126 番地まで、144 番地から 150 番地まで、159 番地、160 番地、226 番地から 263 番地まで）
東中学校	東山本小学校	東山本町
		東町
		上之島町南五丁目（29 番地）
		上之島町南六丁目（19 番地から 23 番地まで）
		上之島町南七丁目（21 番地から 29 番地まで）
		上尾町一丁目（20 番地から 29 番地まで）
		上尾町二丁目（27 番地から 34 番地まで）
		上尾町三丁目（59 番地から 75 番地まで）
		西高安町一丁目（66 番地から 90 番地まで）
	西山本小学校	山本町
		西山本町
		旭ヶ丘二丁目
		旭ヶ丘三丁目（南北高圧線以東の区域で、1 番地から 18 番地まで、20 番地）
		〔要調査区域〕25 番地、26 番地
		旭ヶ丘五丁目（府営水道敷以東の区域で、1 番地から 4 番地まで）
亀井中学校	竹渕小学校	竹渕

		竹渚西
		竹渚東
		南亀井町二丁目（４番 24 号から 51 号まで）
		南亀井町三丁目（２番）
	亀井小学校	龍華町一丁目（４番）
		龍華町二丁目
		太子堂二丁目、四丁目、五丁目
		南太子堂四丁目から六丁目まで
		跡部本町
		跡部北の町
		跡部南の町
		南亀井町一丁目
		南亀井町二丁目（１番から３番まで、４番 1 号から 16 号まで、56 号、57 号）
		南亀井町三丁目（１番）
		南亀井町四丁目、五丁目
		亀井町
		北亀井町
	高安小中学校	楽音寺
		大竹
		水越
		千塚
		神立
		大字大窪
		大字山畑
		服部川
		郡川
		大字千塚
		大字黒谷（626 番地、670 番地、974 番地から 991 番地まで、997 番地の 1 号、2 号）
		黒谷二丁目（信貴山口駅付近の地域で、1 番地から 41 番地まで、43 番地から 77 番地まで、98 番地から 100 番地まで）
		黒谷六丁目

別表第 2（第 8 条関係）

就学指定校	隣接する通学区域の中学校				
八尾中学校	久宝寺中学校	成法中学校	上之島中学校	東中学校	
久宝寺中学校	八尾中学校	成法中学校	亀井中学校		
龍華中学校	大正中学校	成法中学校	志紀中学校	高美中学校	亀井中学校
大正中学校	龍華中学校	志紀中学校			
成法中学校	八尾中学校	久宝寺中学校	龍華中学校	高美中学校	東中学校
南高安中学校	曙川中学校	曙川南中学校			
曙川中学校	南高安中学校	高美中学校	曙川南中学校	東中学校	
志紀中学校	龍華中学校	大正中学校	曙川南中学校		
桂中学校	八尾中学校	久宝寺中学校	上之島中学校		
上之島中学校	八尾中学校	東中学校			
高美中学校	龍華中学校	成法中学校	曙川中学校	曙川南中学校	
曙川南中学校	南高安中学校	曙川中学校	志紀中学校	高美中学校	
東中学校	八尾中学校	成法中学校	曙川中学校	上之島中学校	
亀井中学校	久宝寺中学校	龍華中学校			
高安小中学校	南高安中学校	曙川中学校	上之島中学校	東中学校	

備考 上記学校その他、就学予定者等の保護者は、八尾市立小規模特認校制度実施要綱第 2 条に規定する特認校について、同要綱第 7 条に定める申請により就学を希望することができる。

別表第3（第10条、第13条関係）

要件	必要書類	許可期間
1 市内での転居又は市外への転出をする場合	住民異動が確認できる書類	当該学年の年度末まで
2 転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合	居住地が確認できるもの 転居予定の所在地・入居日等が確認できるもの	必要と認められる期間
3 住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合	居住地が確認できるもの 転居予定の所在地・入居日等が確認できるもの	必要と認められる期間
4 心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合	心身等の状況が確認できるもの	必要と認められる期間
5 特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合	心身等の状況が確認できるもの	必要と認められる期間
6 保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合（当該市立学校に在籍することができる場合に限る。）	勤務状況や親戚宅が確認できる書類その他教育委員会が指定する書類	必要と認められる期間
7 やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき	居住地が確認できるもの その他教育委員会が指定する書類	必要と認められる期間
8 現住所を基準として就学指定校よりも通学距離が短い小学校に就学を希望する場合	通学経路が確認できるもの その他教育委員会が指定する書類	卒業まで（転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、通学するものとする）
9 現住所に隣接する通学区域の中学校に就学を希望する場合		卒業まで（転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、通学するものとする）
10 教育委員会が別に定める小規模特認校に就学を希望する場合	八尾市立学校小規模特認校制度実施要綱の規定により教育委員会が指定する書類	卒業まで（転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、通学するものとする）

